

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第4四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	コンベヤ用エプロン（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	5,698,000	令和3年1月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	加熱脱塩素化装置部品#1ほか2点（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	5,545,100	令和3年1月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	火格子部品#1ほか14点（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	17,237,000	令和3年1月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	吊下金具買入	産業用機器	(株)福島製作所	999,900	令和3年2月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	エレメントパイプほか1点（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング(株)	974,600	令和3年2月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	巻上ドラム（平野工場）買入	産業用機器	富士ホイスト工業(株)	3,498,000	令和3年2月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	上部・中間火格子台ほか3点（その2）（鶴見工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	12,969,000	令和3年2月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

コンベヤ用エプロン（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するコンベヤ用エプロンは、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

加熱脱塩素化装置部品 # 1 ほか 2 点(東淀工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化装置部品 # 1 ほか 2 点は、日立造船株式会社製の東淀工場加熱脱塩素化装置の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

火格子部品 # 1 ほか 14 点(東淀工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する東淀工場火格子部品 # 1 ほか14点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

吊下金具買入

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1)製品指定理由

今回購入する予定の吊下金具は、(株) 福島製作所のじん芥クレーンバケット部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、(株) 福島製作所製の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

じん芥クレーンバケット部品は福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

エレメントパイプほか1点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するエレメントパイプほか1点は、平野工場ボイラー設備のストプロワの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と汽罐部品製造(株)により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1. 案件名称

巻上ドラム（平野工場）買入

2. 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場のクレーン設備で使用している、富士ホイスト工業株式会社製じん芥クレーンの専用部品であり、同社が独自に設計製作したものである。

従って他社では性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、富士ホイスト工業株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、富士ホイスト工業株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、富士ホイスト工業株式会社と特名随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

上部・中間火格子台ほか3点（その2）（鶴見工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する上部・中間火格子台ほか3点（その2）は、日立造船株式会社製の鶴見工場焼却設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合

鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）